

i 法務局からのお知らせ

**令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されました！**



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます（※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。）。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局ホームページをご覧ください。

図 那覇地方法務局宮古島支局 ☎0980-72-2639

i 軽自動車税の減免申請について

・軽自動車税の減免申請は身体障害者に関連する車両及び公益車両が対象となります。昨年度減免決定されてる方でも、今年度申請手続きをしなければ、令和6年度の軽自動車税は通常通り課税されます。申請される方は納期限（令和6年5月31日）までの手続きをよろしく願います。

また、今年度から減免申請を行う方は、納税通知書等を持参のうえご来庁ください。なお、令和6年度軽自動車税のお支払い後の減免申請は受け付けることが出来ませんのでご注意ください。

図 税務課 ☎72-3751（内線 2443）

i 令和6年7月開講 職業訓練生募集

沖縄県では、障がいのある方の働きたいを支援するため、委託訓練を行っています。

7月開講の職業訓練を受講されたい方がおりましたら、浦添職業能力開発校へお問い合わせください。

・コース名：スーパーマーケット基本実務科（実践）

・対象可能な障害者区分：知的障害、精神障害 発達障害

・訓練期間：令和6年7月1日（月）～9月30日（月）

・訓練場所：宮古島市平良字松原 631 番地

・訓練実施先：マックスバリュ宮古南店

・募集期間：令和6年5月1日（水）～5月27日（月）

・その他 受講料無料（保険料等は自己負担）

申込先：ハローワーク宮古

図 浦添職業能力開発校 ☎098-879-2560

i 税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日（1月1日）以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方（以下「代表者」といいます。）を相続人の中から指定して頂くことができます（地方税法第9条の2）。

代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「**相続人代表者指定届（兼固定資産現所有者申告書）**」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

同法第384条の3及び宮古島市税条例第74条の3の規定により、「**相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書**」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課することができます（地方税法第343条第5項）。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者（以下「相続人」といいます。）の方がその納税義務を承継することとなります（地方税法第9条）。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります（地方税法第9条第4項）。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付（納期限2期（7月31日）以降での送付含む。）となる場合がありますので、ご了承ください。

図 税務課 資産税調査係 ☎72-3751（内線 2448、2451）

i 市民課からのお知らせ

**マイナンバーカードを
予約制で休日交付します**

■日時：①5月11日（土）13:00～16:00
②5月25日（土）13:00～16:00

■場所：総合庁舎 1階 市民課

■予約人数：各33名

■交付条件：マイナンバーカードの申請がお済みで本人の来庁が可能の方

■持ってくるもの：はがき・通知カード（持っている方）・身分証（運転免許証等）
※運転免許証等がない方は、保険証・離島割引カード等の2点が必要となります。

■予約期間：前日の午後3時まで
※予約期間内であっても枠が埋まり次第終了

■予約受付時間：平日 8:30～12:00
13:00～17:15

■予約方法：電話（0980-72-3751）

図 市民課 窓口係 マイナンバー担当 ☎72-3751（代）

i 公募型プロポーザルのご案内

港湾緑地PPP制度を活用し、ひらりん公園（港湾緑地）で観光客及び市民を対象とした事業を展開する事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

詳しくは、市HPをご覧ください。

（市HPトップページ→事業者向け情報→募集→第1期宮古島市みなとまちづくり基本計画に基づくウォーターフロント再整備事業）

第1回質問受付：令和6年5月14日～令和6年5月28日

第2回質問受付：令和6年8月2日～令和6年8月16日

応募書類の受付：令和6年9月2日～令和6年9月27日

プレゼンテーションの実施：令和6年11月上旬

図 建設部 港湾課 整備係 ☎72-4876



スマホ体験セミナー

宮古島市では、今までスマートフォンやタブレット端末を使ったことがない、または利用に不安があるという2層層を対象にしたスマホ体験セミナーを開催いたします。

開催日：5月22日

【午前の部】 時間：午前10時 場所：市役所大ホール 定員：20名

【午後の部】 時間：午後2時 場所：城辺公民館 定員：20名

申込先：市役所 情報政策課（電話：72-1689）




納税のお知らせ

納期限：**5月31日**（月）

■**固定資産税 | 期・軽自動車税**

▶納税課収納管理係 ☎72-3751



相談コーナー

国民健康保険税 夜間納付窓口開設日時

・5月9日（木）、23日（木）17時15分～18時45分

・場所：市役所1階 国民健康保険課


・お問合せ：国民健康保険課 ☎73-1973

ふれあい総合相談支援センター

・毎週 **月～金**（祝祭日除く）

・受付時間 8時30分～17時

・場所：社会福祉協議会 ☎72-3193



無料人権相談

・5月21日（火）13時半～16時
場所：市役所1階 地域振興課

・5月28日（火）14時～16時
場所：城辺公民館

お問合せ：地域振興課 ☎73-4905

女性相談室

・毎週 **月～金** 9時～17時

・場所：市役所1階 家庭保健課 ☎73-1947

消費者相談窓口

・平日：10時～12時/13時～16時

・場所：市役所1階 地域振興課 ☎73-2695

・消費者ホットライン ☎188

夜間「暮らしの無料消費者相談」

・日時：**5月8日**（水）、**22日**（水）
18時～20時 ※要予約

・場所：市役所1階 地域振興課

・お問合せ：地域振興課 生活安全係 ☎73-4905